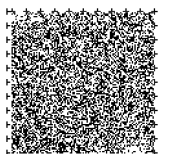
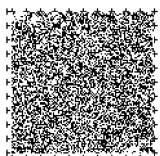


第3部

第7期杉戸町障がい福祉計画・
第3期杉戸町障がい児福祉計画





第1章 成果目標（数値目標）の設定

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定に当たり、国の基本指針では、主に令和8年度を目標年度として、「成果目標（数値目標）」を設定することになっています。

本町においても、次の7つの項目について成果目標を設定し、施策を推進していきます。

成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ・令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。

【埼玉県の考え方】

- ・地域移行者数は国と同様6%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。
《設定しない理由》県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であることから、県では地域移行の促進と並行して必要な施設整備は行っているため。

【町の考え方と目標】

（1）施設入所者の地域生活移行者数に関する目標

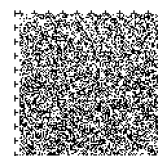
- 第6期計画の実績等を踏まえ、令和4年度末時点における施設入所者のうち、令和8年度末までに地域生活へ移行する人数を3人（6.3%）以上とします。

□成果目標の設定

令和4年度末の施設入所者数	【目標値】令和8年度末までの地域生活移行者数の見込
48人	3人（6.3%）

（2）施設入所者数の削減に関する目標

- 本町では入所待機者がいる実情を踏まえ、施設入所者の削減数の目標については設定しないこととします。



成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

- ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とする。
- ・令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上および入院後1年時点の退院率については91%以上とする。

【埼玉県の考え方】… 国と同様

【町の考え方と目標】

○入院中の精神障がい者の退院に関する目標値は、埼玉県が設定するものであるため、県との連携の中で目標達成に向けた取り組みを推進します。

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、下記のとおり目標を定めます。

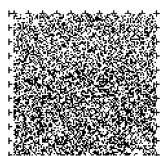
□成果目標（活動指標）の設定

項 目	目標値等
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	年12回 ^{※1}
協議の場への関係者の参加者数	各年度のべ250人 ^{※1}
協議の場における目標設定	有 ^{※2}
協議の場における評価の実施回数	年2回 ^{※2}

※1 埼葛北地区地域自立支援協議会 地域移行・地域定着支援部会の開催数および参加者数

※2 埼葛北地区地域自立支援協議会での目標設定および評価

【目標値】精神障がい者のサービス利用者数の見込み（実人数）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援の利用者数の見込み	1人	1人	1人
地域定着支援の利用者数の見込み	10人	11人	12人
共同生活援助の利用者数の見込み	21人	23人	25人
自立生活援助の利用者数の見込み	6人	7人	8人
自立訓練（生活訓練）の利用者数の見込み	1人	1人	1人



成果目標3 地域生活支援の充実

【国の基本指針】

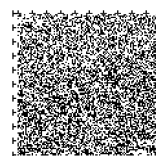
- ・令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和八年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

【埼玉県の方針】… 国と同様

【町の考え方と目標】

- 障がいのある人の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、埼葛北地区地域自立支援協議会の構成市町と連携し、令和2年度に整備した地域生活支援拠点の着実な運用を図るとともに、支援の実績等を踏まえ、運用状況の検証・検討を年8回実施していきます。また、拠点機能の充実のため、令和8年度までにコーディネーターを2名配置します。
- 強度行動障がいのある人に対する支援体制の整備について、埼葛北地区地域自立支援協議会と連携し、検討を進めます。

項 目	目標値等
令和8年度末までの地域生活支援拠点等の整備数	1 か所
地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証および検討の実施	年2回以上
地域生活支援拠点等へのコーディネーターの配置	2 名
強度行動障がいがある人に対する支援体制の整備	実施



成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- ・ 就労移行支援事業等を通じて令和8年度中に一般就労に移行する者の数を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ・ 就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- ・ 就労継続支援A型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業は概ね1.28倍以上を目指すこととする。
- ・ 就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度の実績の1.41倍以上、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

【埼玉県の考え方】… 国と同様

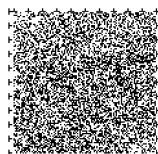
【町の考え方と目標】

（1）就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標

○令和8年度までに就労支援事業等（移行、継続A型・B型）を通じて一般就労に移行する人が、13人以上となることを目標とします。

□一般就労移行者数の目標

項 目	令和3年度 実績	令和8年度 【目標値】
一般就労移行者数	8人	13人 (1.63倍)
就労移行支援を通じた一般就労移行者数	7人	10人 (1.43倍)
就労継続支援（A型）を通じた一般就労移行者数	0人	1人 (－倍)
就労継続支援（B型）を通じた一般就労移行者数	1人	2人 (2倍)
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所		5割以上



【町の考え方と目標】

(2) 就労定着支援事業の利用者数に関する目標

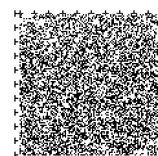
○令和8年度における就労定着支援事業利用者数が、3人以上となることを目標とします。

□就労定着支援事業利用者数の目標

項 目	令和3年度 実績	令和8年度 【目標値】
就労定着支援事業利用者数	2人	14人 (1.5倍)

(3) 就労定着支援事業所の職場定着率に関する目標

○令和8年度において、職場定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上となることを目標とします。(※令和8年度中に町民が利用した就労定着支援事業所を抽出)



成果目標5 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、県及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

【埼玉県の考え方】… 国と同様

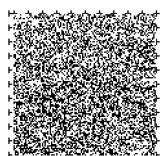
【町の考え方と目標】

（１）児童発達支援センターの整備

○埼玉葛北地区地域自立支援協議会の圏域内において、令和4年度末時点で児童発達支援センターは2か所設置済みです。今後は中核的な役割を果たせるよう機能の強化を行っていきます。

（２）障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

○埼玉葛北地区地域自立支援協議会の圏域内において、令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を目指します。



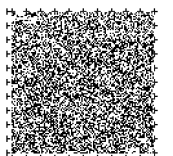
【町の考え方と目標】

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保

○令和8年度までに、埼玉葛北地区地域自立支援協議会の圏域内において、重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を2か所以上確保することを目指します。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児コーディネーターの配置

○埼玉葛北地区地域自立支援協議会の圏域内において、関係機関の協議の場は設置済みです。医療的ケア児コーディネーターについては、圏域で4人の配置を継続し、支援していきます。



成果目標 6 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

- ・令和 8 年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【埼玉県の考え方】… 国と同様

【町の考え方と目標】

（１）総合的・専門的な相談支援

- 基幹相談支援センターおよび地域生活支援拠点と相談支援事業所等とのさらなる連携強化を図り、障がい特性に応じた各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制の構築・強化を進めます。

（２）相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言

- 埼玉葛北地区地域自立支援協議会構成市町の指定特定相談支援事業所に基幹相談支援センター職員が訪問し、専門的な助言・指導を実施しています。実施件数を各年度 40 件と見込みます。

（３）相談支援事業所の人材育成への支援

- 相談支援事業所の人材育成のための研修を埼玉葛北地区地域自立支援協議会で計画的に開催しています。開催件数を各年度 30 件と見込みます。

（４）相談機関との連携強化の取り組み

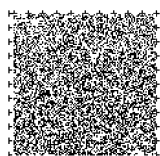
- 埼玉葛北地区地域自立支援協議会で指定特定事業所連絡会を設置し、連携強化等に取り組んでいます。連絡会の開催回数を各年度 14 回と見込みます。

（５）個別事例の支援内容の検証

- 基幹相談支援センターにおける個別事例の支援内容の検証の実施回数を、各年度 40 回と見込みます。

（６）基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置

- 令和 8 年度末における主任相談支援専門員の配置数を 3 人と見込みます。



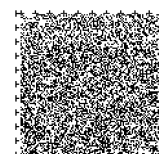
【町の考え方と目標】

（７）協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

○埼葛北地区地域自立支援協議会における、相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、専門部会の設置数及び実施回数（頻度）を次の通り見込みます。

□成果目標（活動指標）の設定

項 目	単 位	目標値等
相談支援事業所の参画による 事例検討	実施回数	年 12 回
	参加事業者・機関数	3
専門部会	設置数	6
	実施回数	年 41 回



成果目標 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、都道府県及び区市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

【埼玉県の考え方】 … 国と同様

【町の考え方と目標】

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

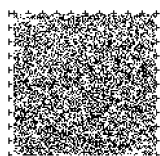
- 埼玉県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修への町職員の参加人数を各年度のべ10人と見込みます。

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

- 障害福祉サービス事業所の質の向上を図るため、障害者自立支援審査支払等システムにおける審査結果を分析し、結果を事業所等と共有する体制を検討します。

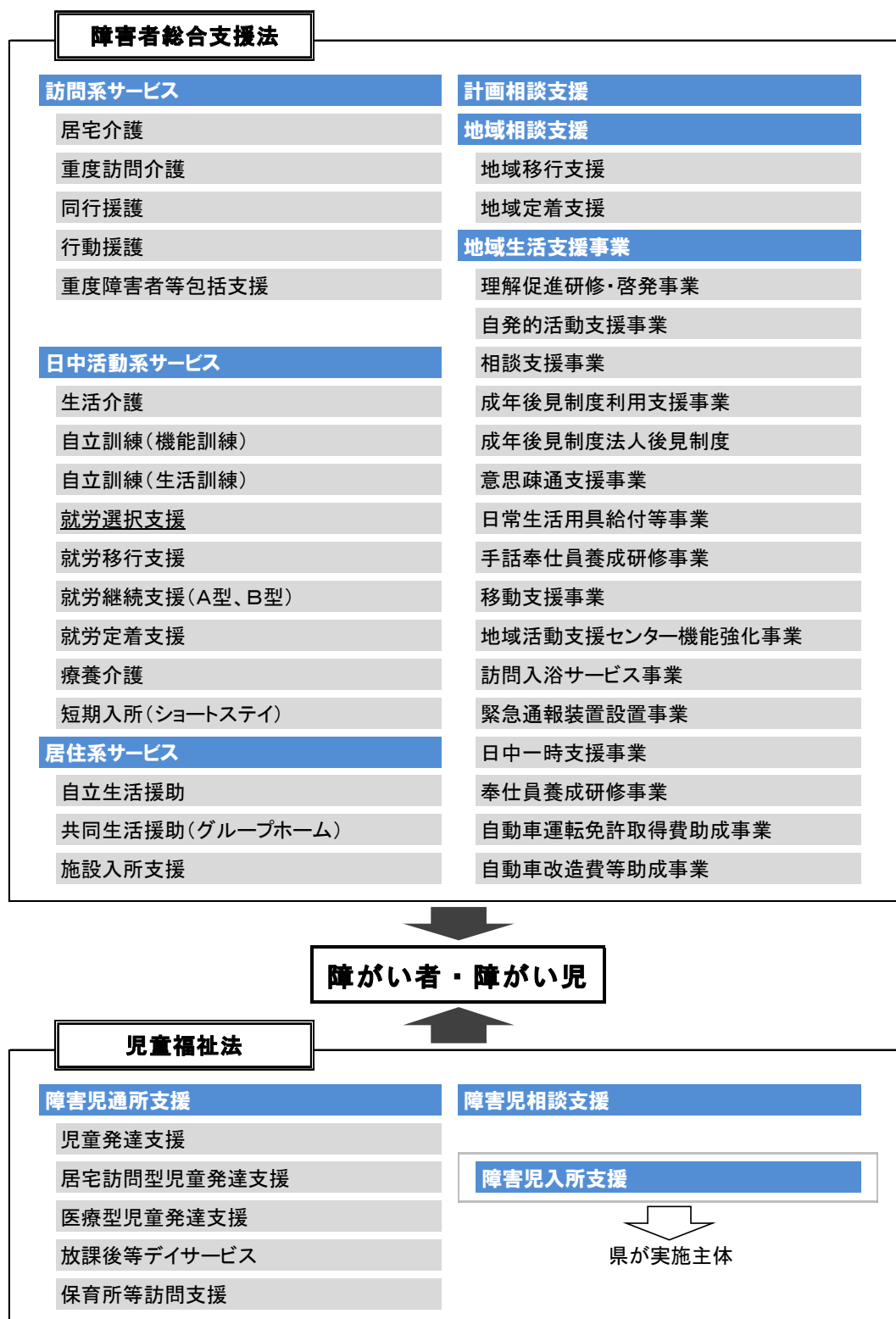
(3) 体制の構築

- 埼葛北地区地域自立支援協議会のサービス管理責任者部会等の協議を通じて、サービス等の質を向上させるための取組を行う体制が構築されているため、継続して実施していきます。

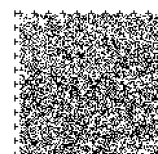


第2章 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）及び確保の方策

◎障害福祉サービス等の体系



※就労選択支援は改正障害者総合支援法の公布（令和4年12月）後、3年以内に創設される予定の新サービスです。



1 訪問系サービス

①サービスの種類と内容

名称	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常時介護を必要とする人に、居宅介護や外出時の移動支援を総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動に著しく困難を有する人等が行動する時に、危険回避や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする人に居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

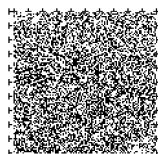
②第6期計画の実績と第7期計画の見込量

名称	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
居宅介護	人/月	25	28	28	30	31	33
	時間/月	299	301	341	365	390	418
重度訪問介護	人/月	0	1	1	1	1	1
	時間/月	0	142	201	142	142	142
同行援護	人/月	6	5	4	5	5	5
	時間/月	54	53	58	56	60	63
行動援護	人/月	9	10	8	10	10	10
	時間/月	251	256	192	256	256	256
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
合計	人/月	40	44	41	46	47	49
	時間/月	604	681	792	819	848	879

※令和5年度は見込

③現状と見込量の考え方

- 令和5年度現在、町内には、居宅介護の提供事業所が5か所、重度訪問介護が5か所、行動援護が1か所、同行援護が1か所あります。
- 利用実績について、全体では増加傾向です。
- 第6期計画の実績を基に、令和6～8年度の見込量を設定します。



④見込量確保のための方策

- ・ 事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。また、サービスの質の向上のため、技術や知識の習得に対する指導・助言などを行います。
- ・ 利用者が必要なサービスを受けられるよう、相談などを通して状況を把握し、適切な支援に努めます。

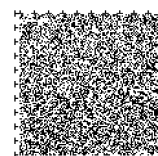
2 日中活動系サービス

①サービスの種類と内容

名称	内容
生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用し、就労先・働き方について本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができるよう支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	障がい者本人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題の解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間(夜間を含む)、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

②第6期計画の実績と第7期計画の見込量

名称	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
生活介護	人/月	111	115	116	118	121	123
	人日/月	2,081	2,140	2,267	2,358	2,452	2,707
自立訓練 (生活訓練)	人/月	11	10	12	13	13	14
	人日/月	130	107	149	165	184	204
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	9	8	8	8	8	8



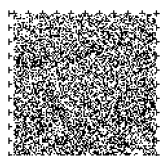
②第6期計画の実績と第7期計画の見込量（続き）

名称	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
就労選択支援	人/月					1	1
就労移行支援	人/月	18	20	20	21	22	24
	人日/月	331	343	331	344	358	372
就労継続支援 (A型)	人/月	11	13	14	16	18	20
	人日/月	208	245	253	284	312	346
就労継続支援 (B型)	人/月	72	76	78	81	84	88
	人日/月	1,312	1,380	1,401	1,443	1,486	1,531
就労定着支援	人/月	2	6	8	8	8	8
療養介護	人/月	6	6	6	6	6	6
	人日/月	182	180	184	186	188	190
短期入所 (ショートステイ)	人/月	10	15	14	17	21	25
	人日/月	114	167	163	199	243	296

※令和5年度は見込

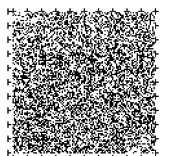
③現状と見込量の考え方

- 令和5年度現在、町内には、生活介護の提供事業所が4か所、就労継続支援（B型）が4か所、ショートステイが2か所あります。自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労定着支援、療養介護の提供事業者は町内ではなく、町外の事業所を利用しています。
- 日中活動系サービスの利用実績について、生活介護や就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援等が微増傾向となっています。
- 本町では、杉戸町障がい者就労支援センターを設置し、就労のサポートをしています。
- 埼葛北地区地域自立支援協議会の就労支援部会では、就労支援に関する情報交換や問題・課題の検討、就労に向けた地域における仕組みづくりなどを実施しています。
- 第6期計画の実績を基に、令和6～8年度の見込量を設定します。



④見込量確保のための方策

- ・ 障がいのある人の就労先を確保するために、公的機関・民間企業・福祉施設・商工会などが持つそれぞれの役割を見直し、就労に関する支援を総合的な観点から整備する必要があることから、埼葛北地区地域自立支援協議会を中心としたネットワークの充実に努めます。
- ・ 町内の施設は限られていることから、関係機関や団体、周辺市町と連携を図りつつ、新たなサービスも含めたサービス提供体制の確保に向け、事業者の実施意向等の情報収集・利用調整を図ります。
- ・ サービス利用者に対して、杉戸町障がい者就労支援センターの周知を図るとともに、センターへの利用登録の促進に努めます。また、調整会議を開き、関係機関との連携の強化に努めます。



3 居住系サービス

①サービスの種類と内容

名称	内容
自立生活援助	障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。(平日の日中は日中活動の事業を利用)

②第6期計画の実績と第7期計画の見込量

名称	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
自立生活援助	人/月	1	1	1	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	49	59	65	75	86	99
施設入所支援	人/月	48	48	48	48	48	48

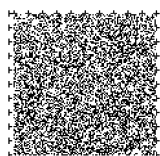
※令和5年度は見込

③現状と見込量の考え方

- ・ 令和5年度現在、町内には、グループホームが5か所、入所施設が1か所あります。
- ・ 共同生活援助（グループホーム）の利用実績は増加傾向です。一方、自立生活援助、施設入所支援は横ばいの状況です。
- ・ 第6期計画の実績を基に、令和6～8年度の見込量を設定します。

④見込量確保のための方策

- ・ 地域での生活を希望している方にグループホーム等を体験利用してもらい、円滑な地域移行が可能となるような方策の検討を進めます。
- ・ 障がいの程度に応じて、援助を受けながら地域で生活できるグループホームの整備を推進するために、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援に努めます。
- ・ 入所を必要とする人に対して、入所施設に関する情報提供を行います。
- ・ 事業者へ情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。
- ・



4 相談支援

①サービスの種類と内容

名称	内容
計画相談支援	指定障害福祉サービス又は地域相談支援（「地域移行支援」、「地域定着支援」）を利用するすべての人に、「サービス等利用計画」を作成し、ケアマネジメントを通じて支援を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や保護施設、矯正施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する人について、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の支援が必要となった際に訪問や相談等の必要な支援を行います。

②第6期計画の実績と第7期計画の見込量

名称	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画相談支援	人/月	61	62	68	72	76	81
地域移行支援	人/月	0	0	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	8	7	7	7	6	6

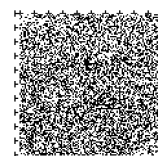
※令和5年度は見込

③現状と見込量の考え方

- ・ 計画相談支援の利用実績は増加傾向です。
- ・ 令和5年度現在、町内には、計画相談支援の事業所が3か所あります。
- ・ 第6期計画の実績を基に、令和6～8年度の見込量を設定します。

④見込量確保のための方策

- ・ 埼葛北地区地域自立支援協議会において、相談支援事業に関する相談支援事業所間の連携・調整を図ります。今後もネットワーク化を推進するとともに、相談支援事業所の中立・公平性の確保に努めます。
- ・ 町内の事業者指定特定相談事業所開設の説明を行うなど、多様な事業者の参入を推進します。
- ・ 障害福祉サービス、または地域相談支援を利用するすべての障がいのある人に対して、計画的な支援プランの作成ができる環境を整備するため、広く情報提供に努めます。



5 障害児通所支援等

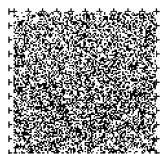
①サービスの種類と内容

名称	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児について、自宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある子どもについて、「児童発達支援」（日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等）と治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や社会交流の促進等を行うとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児が集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての児童に「障害児支援利用計画」を作成し、ケアマネジメントを通じて支援を行います。
医療的ケア児コーディネーターの配置	医療的ケアが必要な障がい児に対する支援を、総合調整するコーディネーターを配置します。

②第6期計画の実績と第7期計画の見込量

名称	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
児童発達支援	人/月	31	51	54	73	98	133
	利用日数	273	481	509	718	1,012	1,427
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	利用日数	0	0	0	5	5	5
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	利用日数	0	0	0	5	5	5
放課後等デイサービス	人/月	101	117	131	149	170	194
	利用日数	1,041	1,240	1,377	1,584	1,821	2,094
保育所等訪問支援	人/月	1	2	2	3	5	7
	利用日数	1	2	2	3	5	7
障害児相談支援	人/月	35	49	50	61	73	89
医療的ケア児コーディネーターの配置	配置人数	4	4	4	4	4	4

※令和5年度は見込



③現状と見込量の考え方

- ・ 障害児相談支援をはじめ、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用実績は増加傾向にあります。
- ・ 令和5年度現在、町内には、児童発達支援の施設は7か所、放課後等デイサービスの施設は8か所あります。
- ・ 第6期計画の実績を基に、令和6～8年度の見込量を設定します。

④見込量確保のための方策

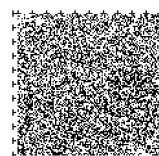
- ・ アンケート調査の結果から、児童発達支援と放課後等デイサービスは、今後も利用ニーズが高いことが予想されるため、医療的ケア児への対応も含め、事業者に対して広く情報提供を行い、多様な事業者の参入の促進に努めます。
- ・ 障害児相談支援については、埼葛北地区基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業所間における連携調整を図ります。今後もネットワーク化を推進するとともに、相談支援事業所の中立・公平性の確保に努めます。
- ・ 圏域内の事業者には障害児相談支援事業所開設の説明を行い、多様な事業者の参入を推進します。

⑤子ども・子育て支援等における障がい児の受入れ

- ・ 子ども・子育て支援等の利用を希望する障がいのある子どもが、希望に沿った利用ができるよう、町内の保育所や幼稚園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入れ人数を見込みます。

【受入れ人数の見込み】

施設名	人数	R6	R7	R8
保育所	人/年	5	5	5
幼稚園	人/年	5	5	5
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	人/年	10	10	10

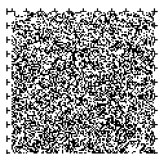


⑥発達障がい者等に対する支援

- ・ 発達障がい者等の家族が発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保します。
- ・ 県などが主催する講座等の周知を行い、活動に必要な支援を行います。

【目標値】

活動指標	人数	R6	R7	R8
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)	受講者数 人/年	1	1	1
	実施者数 人/年	0	0	1
ペアレントメンターの人数	人/年	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	1	1	1



6 地域生活支援事業

(1) 理解促進や自発的活動支援

①事業の種類と内容

名称	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がい者への理解を深めるための研修や啓発を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援を行います。

②第6期計画の実績と第7期計画の見込量

名称	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
理解促進研修・啓発事業	件/年	1	1	1	1	1	1
自発的活動支援事業	件/年	3	3	4	4	4	4

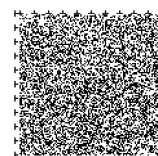
※令和5年度は見込

③現状と見込量の考え方

- ・ 理解促進研修・啓発事業においては、障害者週間の期間中に障がい者週間記念事業を実施してきました。
- ・ 令和元年度に3市2町で共同設置した、埼玉北部地区障害者差別解消支援地域協議会を中心に、障がい者差別の解消に向けた取組を推進しています。
- ・ 自発的活動支援事業においては、各障がい者団体への助成を実施しました。

④見込量確保のための方策

- ・ 障がい者週間記念事業の充実を図り、障がい者に対する地域の理解を深めるとともに、社会と関わる機会の創出に努めます。
- ・ 自発的活動支援事業により、各障がい者団体の活動の補助に努めます。
- ・ 埼玉北部地区障害者差別解消支援地域協議会を共同運営し、障がい者の差別事案の検討や合理的配慮について研究し、差別の解消に向けた取組を進めていきます。
- ・ 各障がい者団体の会員の高齢化や会員の減少が課題となっています。そのため、障がい者団体について周知が図られるよう、様々な機会をとらえてPRなどを行います。



(2) 相談支援

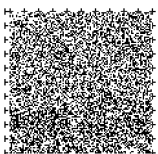
①事業の種類と内容

名称	内容
障害者相談支援事業	障がい者やその家族等の総合的な相談窓口として必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整などを行い、自立した社会生活や日常生活が営めるよう支援します。
基幹相談支援センター	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、地域における相談支援の中核的な役割を担うため設置されている基幹相談支援センターにおいて、専門の資格を有する相談員を配置し、相談支援機能の充実に図ります。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援します。
地域生活支援拠点	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を備えた地域生活支援拠点の着実な運営を図ります。
成年後見制度利用支援事業	身寄りがなく、判断能力が不十分な障がい者に、障害福祉サービスの利用契約などが適切に行われるようにするため、成年後見の申立てに要する経費と後見人等の報酬の全部又は一部を助成し、障がい者の権利擁護を図ります。

②第6期計画の実績と第7期計画の見込量

名称	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3
地域生活支援拠点	箇所	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	件数	0	0	2	2	2	2

※令和5年度は見込



③現状と見込量の考え方

- ・ 相談支援事業は、3市2町（幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町）の共同で埼葛北障害者生活支援センターを設置し、3法人からなる合同企業体に委託しています。3障がい（身体・知的・精神）に対応したきめ細かな委託相談支援を行っていきます。
- ・ サービス等利用計画などの質の向上を図るための体制や相談支援事業所、医療機関、事業所などによる地域移行のネットワークの構築に努めます。
- ・ 障害者虐待防止法の趣旨をふまえ、障がい者虐待防止等のためのネットワークの強化に努めます。
- ・ 発達障がい及び高次脳機能障がいについては、埼玉県発達障害者支援センター及び埼玉県高次脳機能障害者支援センターにおいて相談支援等の各種事業を実施しています。

④見込量確保のための方策

- ・ 埼葛北地区地域自立支援協議会の各部会において、テーマに応じた関連機関との連携・情報交換等を行うとともに、地域課題に対する支援方策などの検討を進めます。
- ・ 発達障がい及び高次脳機能障がいについては、町においても、対象者及びその家族の窓口相談に応じるとともに、相談支援事業所との連携を図ります。
- ・ 障がい者の権利擁護を図るため、日常生活自立支援事業及び成年後見制度利用支援事業の周知に努めます。また、市民後見制度の普及促進に努めます。
- ・ 総合相談・専門相談や権利擁護・虐待防止等、相談支援の拠点整備が求められていることから、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の確立を進めます。

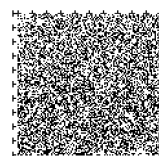
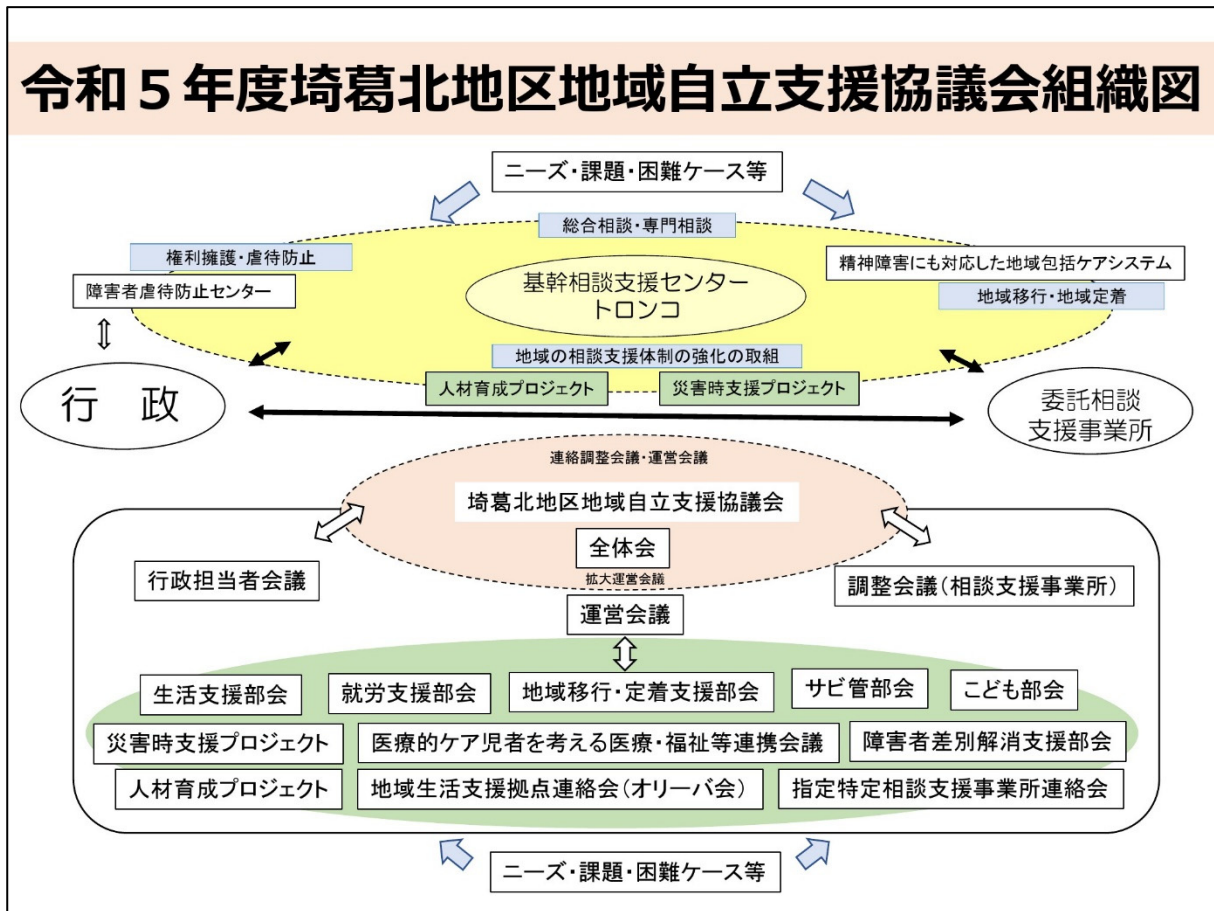
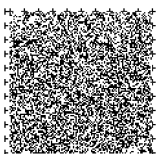


図 埼葛北地区地域自立支援協議会組織図



埼葛北地区地域自立支援協議会は、3市2町（幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町）で設置しています。協議会では、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす場として、定期的に協議を行います。

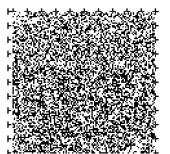
また、各種部会を設置し、個々の事例や地域課題に対する支援策の検討も行います。



(3) 生活支援

①事業の種類と内容

名称	内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障がいにより、意思疎通を図ることが困難な人を支援するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行います。
日常生活用具給付等事業	障がいにより日常生活を営むのに支障がある人（子ども）の日常生活を容易にするため、障がいに応じた用具の給付を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員の養成を推進します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人などについて、円滑に外出できるよう、移動を支援します。
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な身体障がいのある人に対して、訪問による入浴サービスを提供します。
緊急通報装置設置事業	ひとり暮らしの重度の身体障がいのある人等に対し、急病や災害などの時に、受信センター等に簡単な操作によって通報できる機器を給付又は貸与します。
日中一時支援事業	保護者や家族等介護者の就労支援と一時的な休息のため、障がいのある人等が日中活動の場を利用することができます。
要約筆記奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいがある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、要約筆記奉仕員の養成を推進します。
自動車運転免許取得費助成事業	身体障がいのある人が自動車運転免許を取得するとき、教習費用の一部補助を受けられます。
自動車改造等助成事業	身体障がいのある人が自動車を取得するとき、その自動車の改造に要する費用の助成が受けられます。



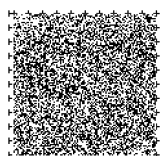
②第6期計画の実績と第7期計画の見込量

名称	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
意思疎通支援事業	件/年	38	54	59	64	64	64
手話通訳者派遣事業	件/年	25	32	35	38	38	38
要約筆記者派遣事業	件/年	13	22	24	26	26	26
日常生活用具給付等事業	件/年	865	803	838	852	852	852
介護・訓練支援用具	件/年	3	0	4	4	4	4
自立生活支援用具	件/年	3	0	2	3	3	3
在宅療養等支援用具	件/年	8	5	0	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	7	2	7	7	7
排泄管理支援用具	件/年	845	789	830	830	830	830
居宅生活動作補助用具	件/年	3	2	0	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業	人/年	10	21	11	23	13	25
移動支援事業	人/年	15	15	15	15	15	15
	時間/年	1,490	1,163	1,028	1,028	1,028	1,028
訪問入浴サービス事業	人/年	6	7	10	11	12	13
緊急通報装置設置事業	人/年	4	2	2	2	2	2
日中一時支援事業	人/年	36	24	36	36	36	36
要約筆記奉仕員養成研修事業	人/年	4	4	4	8	8	8
自動車運転免許取得費助成事業	人/年	0	0	0	1	1	1
自動車改造等助成事業	人/年	4	0	2	1	1	1

※令和5年度は見込

③現状と見込量の考え方

- ・ 意思疎通支援事業は増加傾向にありますが、その他の事業は横ばいか減少傾向となっています。引き続き事業の周知を図り、利用の促進に努めます。
- ・ 第6期計画の実績を基に、令和6～8年度の見込量を設定します。



④見込量確保のための方策

- ・ 障がいのある人が、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性及び利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による実施に努めます。
- ・ 日常生活用具の情報収集や障がいのある人のニーズを把握し、事業の充実に努めます。
- ・ 奉仕員養成研修事業については、講習会修了者に対して次回の講習会の案内やサークル活動の紹介などを行い、継続的な人材育成に努めます。
- ・ 移動支援事業を活用し、外出・余暇活動等の社会参加の機会の確保に努めます。

（４）活動と交流機会の確保

①事業の種類と内容

名称	内容
地域活動支援センター等	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場として利用することができます。

②第６期計画の実績と第７期計画の見込量

名称	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域活動支援センター等	箇所	1	1	1	2	2	2
	人	37	38	39	40	41	42

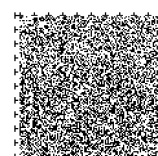
※令和５年度は見込

③現状と見込量の考え方

- ・ 利用実績は横ばいの状況です。
- ・ 令和５年度現在、３市２町の広域実施による地域活動支援センターが１か所あります。

④見込量確保のための方策

- ・ 令和６年度以降、３市２町の広域実施による地域活動支援センターを１か所追加し、圏域で２か所確保します。
- ・ 地域活動支援センターが、地域の創作的活動又は生産活動の機会を提供する場となるよう、情報提供に努めます。また、継続的な事業運営や事業の充実に努めます。今後各種支援に努めます。



(5) その他事業

①事業の種類と内容

名称	内容
福祉タクシー利用料金助成事業	タクシーの利用料金の一部を助成します。
自動車等燃料費助成事業	自動車等の燃料費の一部を助成します。

②第6期計画の実績と第7期計画の見込量

名称	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
福祉タクシー利用料金助成事業	人/年	391	391	379	391	391	391
自動車等燃料費助成事業	人/年	734	770	806	821	836	851

※令和5年度は見込

③現状と見込量の考え方

- 福祉タクシー利用料金助成事業は横ばいとなっていますが、自動車等燃料費助成事業は増加傾向です。
- 第6期計画の実績を基に、令和6～8年度の見込量を設定します。

④見込量確保のための方策

- アンケート調査では、今後も高い利用ニーズが予想されることから、障がいのある人の社会参加を支える事業として、継続的な実施に努めます。

